

大阪狭山市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成31年(2019年)1月24日

大阪狭山市監査委員  
北井末廣  
小原一浩

## 定期監査結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

##### (1) 出納室

- ・会計管理事業

##### (2) 政策推進部秘書グループ

- ・秘書管理事業
- ・功労者等表彰事業

#### 2 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年11月30日までの財務に関する事務

#### 3 監査の実施期間

平成30年12月10日から平成30年12月26日まで

#### 4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

### 第2 監査の結果

出納室及び政策推進部秘書グループの財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。